

御嵩町地域包括支援センター運営業務  
プロポーザル募集要領

令和5年11月13日  
御嵩町  
民生部保険長寿課

# 御嵩町地域包括支援センター運営業務 プロポーザル募集要領

## 第1 事業目的

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

この事業は、令和6年度の御嵩町当初予算の成立を前提とした事前準備手続きであり、本事業は当該予算成立後に効力が生じます。そのため、当該予算の成立をみななければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しませんので、あらかじめご承知願います。

なお、上記の件に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっても、御嵩町においては、その損害について一切負担しません。

## 第2 募集の内容

### 1 委託業務名

御嵩町地域包括支援センター運営業務

### 2 業務内容

別紙「御嵩町地域包括支援センター運営業務仕様書」のとおり

### 3 委託業務期間

令和6年4月1日(月)から令和11年3月31日(土)まで

※センター委託事業者と利用者または他の事業所との信頼関係の構築やセンター運営の安定性を考慮し、契約初年度から5年間は同一事業者に委託するものとする。

ただし、地域包括支援センター運営協議会において、その業務の実施につき著しく不相当と認めた場合または介護保険法及びこれに関連する政省令等に定める事項に違反した場合は、この限りではない。

### 4 委託料の上限

142,500,000円(消費税及び地方消費税額を含む。ただし、消費税法基本通達6-7-10に規定する事業は非課税 5年間の金額)

※保健師、社会福祉士に関する人件費は含みません。

## 第3 プロポーザルに係る事項

### 1 プロポーザル参加の要件

- ① 御嵩町内において、介護保険サービスを提供する事業所を有し、かつ1年以上(令和5年11月1日現在)の提供実績がある法人であること。

- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- ③ 役員に、次のアまたはイのいずれかに該当する者がいないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
  - ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、御嵩町が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
  - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続きの申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、御嵩町が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
  - ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 御嵩町から御嵩町競争入札参加資格停止措置要領（平成 4 年訓令甲第 8 号）に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価委員会の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- ⑧ 直近 3 年間、本店及び岐阜県内に所在する支店、営業所等が都道府県税、市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑨ 御嵩町から御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年訓令甲第 41 号）に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価委員会の日までの期間内に受けていないことまたは同要綱別表に掲げる排除措置要件に該当しないこと。
- ⑩ 評価委員会の会議の日において御嵩町の入札参加資格者名簿（物品委託）に登録されている者であること。

## 2 企画提案書の作成

以下の項目について、企画提案書（様式第 4 号から第 6 号）により、事業を企画・提案してください。なお、企画提案書は、日本工業規格 A 4（一部 A 3 版資料折込使用可）とします。また、企画書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

### (1) 事業の実施計画

別紙仕様書「11 業務内容」を参照し、以下の実施計画を提出すること。

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
- ② 一般介護予防事業
- ③ 包括的支援事業
- ④ 指定介護予防支援事業

## (2) 事業の実施体制

- ① 業務の実施体制
- ② 業務実施責任者の知識・経験・資格等本事業の目的を達成するための事業実施体制について記載してください。

## (3) 全体スケジュール

事業実施におけるスケジュールを記載してください。

※スケジュールは表形式で作成し、仕様書の「11 業務内容」に記載されている業務の項目ごとにその工程をわかりやすく明示してください。

## (4) 提案者の能力

- ① 経営基盤（直近3事業年度の経営成績及び財政状態）
- ② 業務実績（本事業に類する事業の実績）

## 3 プロポーザルの手続等

### (1) スケジュール

項目	日程
① 募集要領等の公表・配布	令和5年11月13日（月）～令和5年11月22日（水）
② 募集要領等に関する質問受付	令和5年11月13日（月）～令和5年11月17日（金）
③ プロポーザル参加申込受付	令和5年11月13日（月）～令和5年11月22日（水）
④ プロポーザル企画提案書受付	令和5年11月24日（金）～令和5年12月8日（金）
⑤ プロポーザル評価委員会	令和5年12月下旬ごろ（予定）
⑥ 審査結果の通知・公表	令和6年1月上旬ごろ（予定）

### (2) 募集要領等の公表・配布

#### ① 公表・配布期間

令和5年11月13日（月）～令和5年11月22日（水）

午前8時30分～午後5時00分

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除きます。

#### ② 配布場所

御嵩町役場民生部保険長寿課高齢福祉係

〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩1239番地1 御嵩町役場本庁舎1階

※募集要領等は、御嵩町のホームページからも入手できます。

御嵩町ホームページ(<https://www.town.mitake.lg.jp>)>事業者トップページ>

事業者向け情報>募集>プロポーザル方式等の募集・結果公表

※郵送での配布は行いません。

### (3) 説明会の開催、募集要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

#### ① 説明会の開催

説明会は開催しません。

#### ② 質問書受付期間

令和5年11月13日(月)～令和5年11月17日(金) 午後5時00分まで  
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除きます。

#### ③ 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書(様式A)を事務局宛てにファックスまたは電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。)を添付して提出してください。

※提出した場合は、届いていることを電話にて確認してください。

FAX 0574-67-1875

電子メールアドレス kourei@town.mitake.lg.jp

#### ③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、御嵩町ホームページにて公開します。

御嵩町ホームページ(<https://www.town.mitake.lg.jp>)>事業者トップページ>事業者向け情報>募集>プロポーザル方式等の募集・結果公表

### (4) プロポーザル参加申込書の受付

#### ① 参加受付期間

令和5年11月13日(月)～令和5年11月22日(水)

午前8時30分～午後5時00分

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除きます。

#### ② 提出方法

プロポーザル参加希望者は、参加申込書(様式第1号から第3号)を事務局まで持参または郵送により提出してください。

郵送の場合も、令和5年11月22日(水)午後5時00分必着となります。また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

#### ③ 提出書類

募集申込書(様式第1号)

法人概要及び法人実績(様式第2号)

役員等名簿(様式第3号)

### (5) 企画提案書類の受付

#### ① 受付期間

令和5年11月24日(金)～令和5年12月8日(金)

午前8時30分～午後5時00分

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除きます。

② 提出方法

プロポーザル参加希望者は、企画提案書（様式第4号から第6号など）を事務局まで持参または郵送により提出してください。

郵送の場合も、令和5年12月8日(金)午後5時00分必着となります。また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

③ 提出書類

ア 運営に関する計画書（人員配置）（様式第4号）

イ 運営に関する計画書（収支予算計画）（様式第5号）

※参考見積書（任意様式）を添付してください。

ウ 運営に関する計画書（業務実施等）（様式第6号）

※御嵩町地域包括支援センター運営業務仕様書を参考に提案してください。

エ 法人等に関する書類

i 履歴事項全部証明書（提出日において発行日から30日以内のもの）

ii 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書またはこれらに類するもの（親会社がある場合は、親会社に係る書類も併せて提出してください。なお、親会社が証券取引法の適用会社においては、個別及び連結財務諸表を、不適用会社においては、個別または連結財務諸表のいずれかを（可能な場合はどちらも）提出してください。）

④ 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

※副本9部のうち、6部は、企画提案書及び参考見積書のみとしてください。

※カラー刷りの場合、副本もカラー刷りで提出してください。

⑤ 注意事項

御嵩町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格または無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出された書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本募集要領に違反すると認められる場合

オ 評価委員会構成員に対して、直接、間接問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行った場合

キ 事業者選定終了までの間に他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク 委託費の上限を超える見積額の提案を行った場合

ケ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日

本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替えまたは再提出は認めません（軽微なものを除く）。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等企画提案参加に要する経費等は、すべての参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなします。

イ プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって募集要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、御嵩町情報公開条例（平成8年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価委員会開催日前日の午後4時30分までに、辞退届（様式自由）を事務局に持参または郵送により提出してください。また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

## (7) 参考見積書作成に当たっての注意事項

- ① 参考見積書は任意様式となっています。参考見積書には、委託料の算定の基礎となる「委託料率」を示してください。なお、寄附金額等で委託料率が変動する場合には、委託料率の体系が分かる資料を参考として必ず添付してください。
- ② 令和6年度は初年度で保健師、社会福祉士を町から出向するため、保健師と社会福祉士に関する人件費は町が負担します。見積額からは除いてください。

## (8) プロポーザル関係書類の送付先・受付場所

【事務局】〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1（御嵩町役場本庁舎 1 階）

御嵩町役場民生部保険長寿課高齢福祉係 担当：福田康孝 神田梨花

TEL 0574-67-2111（内線2114）

FAX 0574-67-1875

電子メールアドレス kourei@town.mitake.lg.jp

（注意1）上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、FAXまたは電子メールにて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

（注意2）メール送信の際は、件名に「御嵩町地域包括支援センター運営業務

と記した上で、内容を簡潔に明記してください。

## 第4 評価に係る事項

### 1 評価方法等

提案の評価は、町が別に定める構成員により組織された「御嵩町地域包括支援センター運営業務プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という）が行います。なお、提案者の評価に当たっては、評価項目（別表）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等  
を評価、採点します。

### 2 プロポーザル評価委員会

#### (1) 開催日

令和5年12月下旬（予定）

#### (2) 開催場所

御嵩町役場本庁舎第2委員会室（予定）

#### (3) 企画提案の所要時間

- ① プレゼンテーション 20分以内
- ② 評価委員会構成員からの質疑 10分程度

#### (4) 注意事項

- ① 開催日時、場所及び各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知します。
- ② プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ③ 参加人数は2名までとします。  
なお、コンサルタントなど応募法人の職員でない者は参加できません。
- ④ プレゼンテーション当日、新たに説明資料を追加することはできません。
- ⑤ パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません、企画提案書受付期間内に提出した資料（受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した紙資料の提出は可）のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ⑥ 指定の時間に遅れた場合、評価対象としません。

### 3 評価項目及び評価基準

別表1「評価項目及び評価内容」のとおり。

### 4 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法

上記評価項目について、提出書類内容の評価を行い、評価委員会構成員が評価・採点し、各評価委員会構成員の順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。なお、総評価点の6割を基準点とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象と



しません。

順位点は下表のとおり、基準点を超えた参加者で評価点の高い順から点を付します。

順位	1位	2位	3位	4位以下
順位点	3点	2点	1点	0点

なお、評価点と同じである者が複数いる場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の合計点数を当該順位となった提案者の数で除して得られる点数とします。

## 5 同点数の提案者が複数生じた場合の取り扱い

各評価委員会構成員の順位点の合計が同じである者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。なお、各評価委員会構成員の順位点の合計及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

## 6 提案者が1者またはない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点をたすときは、当該応募者を最優秀提案者とします。

また、基準点に満たない場合、または提案者がいない場合は、再度公募を実施します。

## 7 選定結果等の通知及び公表

選定結果は、選定後速やかに参加者に通知するとともに、以下の内容を御嵩町ホームページで公表します。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順）（2位以下の提案者の名称は非公表。）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価委員会構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

なお、応募者が2者の場合、③は公表しません。

## 第5 御嵩町地域包括支援センター運営協議会の承認

地域包括支援センターの委託については、地域包括支援センター運営協議会の承認が必要となるため、地域包括支援センター運営協議会の承認後、正式な最優秀提案者となります。

## 第6 契約の締結

選定した最優秀提案者と町が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と町との協議により最終的に決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した最優秀提案者と町との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において、その総合評価が次に高い提案者と協議を行うこととします。

また、委託事業の実施による成果物等の著作権を含む全ての知的財産は、委託元（発注者）である御嵩町に帰属するものとします。

## **第7 業務の適正な実施に関する事項**

### **1 関係法令の遵守**

受託者は、介護保険法、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令等を遵守してください。

### **2 業務の一括再委託の禁止**

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、町と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

### **3 個人情報保護**

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が本委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条の規定に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護について、厳重に注意してください。

### **4 守秘義務**

受託者は、本委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

### **5 事業報告書の提出**

受託者は、委託業務終了後、直ちに委託業務完了届、事業実施報告書を町に提出してください。

## **第8 業務の継続が困難となった場合の措置について**

町と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

### **1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合**

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、町は契約の取消しができます。この場合、町に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

### **2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合**

災害、その他不可抗力等、町及び受託者双方の責に帰すべき事由により業務の継続が

困難となった場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消し等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

## 第9 その他

契約候補者が、御嵩町から御嵩町競争入札参加資格停止措置要領及び御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価委員会の会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき、または同要綱別表に掲げる措置要件に該当したときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合、または同要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合、原則として契約を解除します。

## 第10 問い合わせ及び各種書類の提出先

【事務局】 〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1 (御嵩町役場本庁舎 1 階)

御嵩町役場民生部保険長寿課高齢福祉係 担当：福田康孝 神田梨花

TEL 0574-67-2111 (内線2114)

FAX 0574-67-1875

電子メールアドレス kourei@town.mitake.lg.jp

別表1

評価項目及び評価内容		評価点				
		優良	良	普通	やや劣	劣
提案内容の妥当性 (50 点)						
1 地域包括支援センター運営業務の目的等について (20 点)						
	① 地域包括支援センターの業務や目的、役割を十分理解しているか。	10	8	6	4	2
	② 取組方針が明確になっているか。	10	8	6	4	2
2 提案内容について (20 点)						
	① 介護予防、認知症施策、社会資源の活用など検討しているか	10	8	6	4	2
	② 実行可能な提案になっているか。	10	8	6	4	2
3 相談対応について (10 点)						
	① 緊急時 (担当職員不在時、夜間、休日など) にも対応できる体制になっているか。	10	8	6	4	2
実施主体の適格性 (50 点)						
1 実施体制について (10 点)						
	① 地域包括支援センター運営業務のための十分な実施体制が敷かれているか。	10	8	6	4	2
2 業務遂行能力について (10 点)						
	① 法令を遵守し安定的・継続的に質の高い運営ができるか。	10	8	6	4	2
3 事業費について (10 点)						
	① 事業費が上限額内であり、適正であるか	10	8	6	4	2
4 法人の強みについて (20 点)						
	① 地域包括センター運営業務にあたり応募法人の強みが活かせるか。	20	16	12	8	4
合計 (100 点)						